

### 3. 介護報酬算定に係る体制等に関する届出の手続き

#### 訪問入浴介護

#### 提出書類－（別紙2）介護報酬算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞

（別紙1） 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

（別紙1-2） 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防）

15日以前に県に受理された場合 → 翌月から算定

16日以降に県に受理された場合 → 翌々月から算定

事 項	添 付 書 類
地域区分	なし
施設等の区分	なし
特別地域加算	なし
中山間地域等における小規模事業所（地域に関する状況）	なし
中山間地域等における小規模事業所（規模に関する状況）	中山間地域等における事業所規模算定表
高齢者虐待防止措置実施の有無	なし
業務継続計画策定の有無	なし
サービス提供体制強化加算 I～III	<ul style="list-style-type: none"> <li>① サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12）</li> <li>② サービス提供体制強化加算算定表</li> <li>③ 訪問入浴介護従事者の経験に応じた研修計画</li> <li>④ 情報伝達又は技術指導を目的とした会議の記録</li> <li>⑤ 訪問入浴介護員等の健康診断受診者名簿等</li> <li>⑥ 訪問入浴介護員等の資格証写し（※勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要）、勤務形態一覧表（標準様式1）</li> </ul> <p>※勤続年数要件により算定を希望される場合には、備考欄等で10年(3年)以上の勤務者がどなたかわかるように記載してください。</p>

<p>認知症専門ケア加算  (Ⅰ) A、①～④  (Ⅱ) A、①～②、⑤～⑥</p>	<p>A 認知症専門ケア加算に係る届出書  (別紙26-1)  (添付書類)  ① 認知症専門ケア加算算定表  ② 勤務形態一覧表(標準様式1)  ③ 認知症専門ケアに関する留意事項の伝達  又は技術指導を目的とした会議の記録  ④ 認知症介護実践リーダー研修等の修了書  の写し  ⑤ 訪問介護員等ごとに作成された認知症ケ  ア研修計画  ⑥ 認知症介護指導者養成研修等の修了書の  写し</p>
<p>看取り連携体制加算</p>	<p>① 看取り介護体制に係る届出書(別紙9-6)  ② 利用者の状態等に応じた対応ができる連  絡体制を確保していることがわかる資料  (連絡体制の取り決め文書の写し、連携  を図る病院・診療所・訪問看護ステーショ  ンとの契約書等の写しなど)  ③ 看取り期の対応方針を記載した文書</p>
<p>介護職員等処遇改善加算</p>	<p>算定しようとする前々月の末日までに介護  職員等処遇改善加算等処遇改善計画書を提出  する必要があります。</p>

注)

1. 算定要件を満たさなくなる場合は、速やかに届出を行うとともに、その事実が発生した日から加算の算定は行わないでください。
2. 重複する添付書類は、1部のみ提出してください。
3. 上記に掲げる添付書類以外にも、確認のために書類等の提出を求める場合があります。